

えにアートギャラリー取扱要領

令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、えにアートギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び使用期間)

第2条 ギャラリーは、会場となっている施設の開館時間において使用できるものとする。

- 2 ギャラリーの使用期間の上限は、2週間程度とし、状況に応じて更新可能とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(使用の許可)

第3条 教育長は、ギャラリーの用途及び目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

- 2 ギャラリーを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公序又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 営利を図ることを目的とするとき。
 - (3) 特定の政党又は政策を支援するための活動と認められるとき。
 - (4) 特定の宗教を布教するための活動と認められるとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (6) ギャラリーの利用の公平を図るため、必要があると認めるとき。

(使用者の範囲)

第4条 ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に所在する団体、機関等。
- (2) 市内に居住、又は本市に勤務若しくはは通学する個人。
- (3) その他教育長が特に必要と認める者。

(使用の制限)

第5条 教育長は、次に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) ギャラリーが有効に使用されないと認めるとき。

(使用申請の手続)

第6条 使用者は、ギャラリー使用申込書(様式第1号)により申請し、教育長の許可を受けなければならない。

- 2 複数の申請者が同じ期日に申請しようとする場合は、話し合い又は抽選とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第3項に規定する教育長が必要と認める使用の許可は、使用期間をあらかじめ決定できるものとする。

(特別の設備等の許可)

第7条 使用者は、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更して使用しようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8条 使用者は、施設の使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用が終了したとき、又は第5条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに、これを原状に回復し、教育長に返還しなければならない。

(使用上の注意)

第10条 教育長は、展示物の搬入、展示、撤去又は搬出中に使用者に生じた損害若しくは展示物の毀損、滅失等については、一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

ギャラリー使用申込書

恵庭市教育委員会教育長 様

年 月 日

団体名又は個人名

代表者名

下記のとおり申し込み致します。

（*使用の際は注意事項を必ずお守り下さい）

責任者名		連絡先	住所 電話
搬入月日	年 月 日() 時 分		
搬出月日	年 月 日() 時 分		
展示期間	年 月 日() 年 月 日() 時 分 ~ 時 分		

(切取り線)

ギャラリー使用許可書

年 月 日

団体名	代表者名
催し物名	
搬入日時 年 月 日 時 分	搬出日時 年 月 日 時 分
展示期間 年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分	

恵庭市教育委員会教育長

*使用時の注意事項

- 1 搬入・搬出については、展示期間内で行ってください。
- 2 展示作品等のお預かりは原則いたしません。展示中作品の管理も行えません。ご了承願います。
- 3 指定された場所以外での展示はご遠慮ください。